

平成 30 年度
社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
事業計画



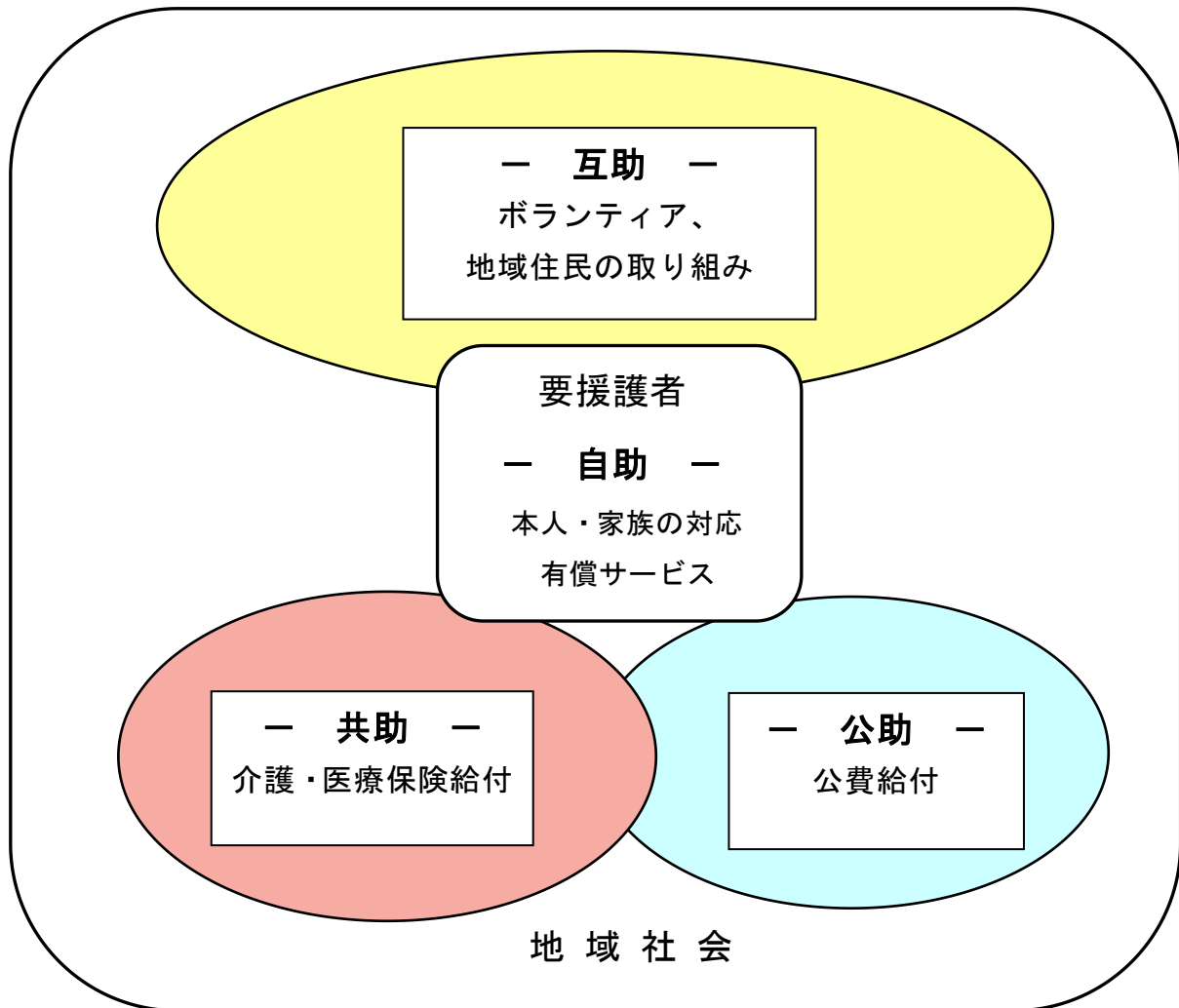
社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、
幸せな社会を建設する姿」を表現していて、全国の都道府県、
市区町村社協で共通のマークとして使用しています。

(昭和 47 年 6 月 全国社会福祉協議会 制定)

□地域福祉のイメージ図

地域福祉とは、要援護者が地域で生活していくための自助、互助、共助、公助のさまざまな支援による支え合いの仕組みづくりです。



□参考資料

犬山市人口	74,509 人 (74,709 人)	世帯数	30,605 世帯 (30,244 世帯)
高齢者人口	21,001 人 (20,620 人)	高齢化率	28.2% (27.6%)
介護保険要介護・要支援認定者数	3,015 人 (2,974 人)		
生活保護受給者	249 世帯 347 人 (248 世帯 346 人)	※年度平均	
身体障害者手帳保持者	2,490 人 (2,504 人)		
療育手帳保持者	539 人 (531 人)		
精神障害者保健福祉手帳保持者	567 人 (552 人)		
母子父子家庭医療費対象者数	1,194 人 (1,083 人)	()	内は前年度数値

※平成 29 年 3 月 31 日現在 (一部 4 月 1 日)

■基本方針

本年、4月1日から施行される改正社会福祉法では、(1)「地域共生社会の実現」に向けて、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。」旨が追加され、(2)「市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、その支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」などが明記されました。

このことは、同法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、昭和57年の法人設立以来今日まで活動を続けている社会福祉法人犬山市社会福祉協議会(以下「社協」という。)としては、まさに本分を發揮していく時代が到来したと言えます。

しかしながら、その一方で地域福祉の推進は、もはや社協のみならず、町内会、民生児童委員、ボランティア、老人クラブ、子ども会、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉法人及びNPO法人等の多様な団体や法人もその担い手として大いに期待され、まさに総ぐるみでおこなうこととされています。

そうした環境の中で、社協はこれまでに培ってきた社協支部、ボランティアや地域住民の皆さんとの関係性を活かして埋没することなく「地域共生社会の実現」に向かう取り組みを使命として認識し、一翼を担うことを目指して活動を続けていきます。

また、地域の複合化、複雑化した生活課題の解決のために、高齢者、障がい者、児童や生活困窮者といった分野にとらわれず、生活に課題をかかえる総ての人への包括的な支援体制の整備も求められている中で、社協としても相談支援の分野にも注力していかなければなりません。

このため、本年4月から「障害者基幹相談支援センター運営事業」を犬山市から3年契約で受託することといたしました。このセンターは、障がい者(児)の総合相談窓口として障がい種別や年齢にかかわらず、障がいを持つ総ての方へ専門的な相談支援をおこなうことや地域の相談支援事業所へ助言、指導をおこない、市全体の相談支援体制の底上げを図ることが期待されています。

本年度は、着実かつ確実にこの新しい事業に取り組み、実績を積み上げるとともに、従来から実施している「障がい者地域相談支援センター」での計画相談支援機能も強化し、将来的には、犬山市において、障がい分野を軸とした包括的な相談支援体制の一角を担えるように事業を進めていきます。

最後に、平成29年度の法人資金収支は、誠に遺憾ではありますが、前年度と比較し、マイナス額は減少しているものの、支出超過となる見込みにより運営基金の取り崩しを

余儀なくされました。

法人経営のより一層の能率化と効率化を図り、職員は業務成果の目標を明確に日々の業務にあたり、一丸となって収入増加と支出削減の努力を重ね、まずは赤字を縮小すること。そして、収支を均衡させることを目標にして事業に取り組んでいきます。

■重点推進事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的な支え合いの仕組みを2020年代初頭までに構築していくことは、国が進める施策として全国的に大きなテーマ、課題となっています。

その実現に向けたアプローチは、様々な道筋があると思われませんが、社協としても、地域の担い手の一員として積極的に取り組んでいきます。

具体的には、高齢者の地域の交流場所としての「地域サロン」活動を引き続き支援していくとともに、ニーズに合わせてサロンを起点とした「住民参加型の見守り（助け合い）活動」、「こども食堂の開設」などへの展開もできるよう、先行事例を参考に検討を進めていきます。

また、地域住民、主に民生児童委員、町内会長で構成され、市内6地区（犬山北、犬山南、城東、羽黒、楽田及び池野地区）で組織されている社協支部を軸に、住民互助の支え合い活動が進むよう、担い手の育成や課題の解決に職員が積極的に関わっていきます。とりわけ、犬山北、南支部については、支部事務局を昨年10月から社協本部で担当するようにしたことにより、他支部に先行して関与を深めて、取り組んでいきます。

2. 障がい者（児）相談支援体制強化への取り組み

本年4月から「障害者基幹相談支援センター事業」を3カ年契約にて受託し実施してまいります。

この事業は、障がい者（児）への①総合的、専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化、③障害者自立支援協議会の運営を主たる業務としています。

とりわけ、専門相談員が困難なケースにかかわり事例を積み上げていくこと、市内の事業所、相談員と協働して市全体の相談支援のスキル、ノウハウを底上げすることにより障がい者（児）の皆さんの生活がより豊かに健やかに過ごせるようにしていきます。

加えて、社協としてこの事業を受託することで、障がい者（児）の相談支援に留まらず、高齢者、生活困窮者、児童や母子世帯等の地域の包括的な支援体制整備にかかる一

角を担うことを目指して取り組んでいきます。

3. 自主財源の充実に向けた取り組み

社協会員会費（10,166,553円、平成29年度実績）や共同募金（13,174,889円、同）は近年漸減傾向が続いています。しかしながら、共同募金の実績は人口一人あたり募金額で、県下38市中で新城市に次いで2位に位置し、犬山市民に依然として一定のご理解を得ていると考えられます。

しかしながら、やもすれば用途が見えないというご指摘、厳しいご意見をを市民の皆さんから受ける会費、募金でありますので、更に理解が深まるよう用途について、現在の給付、助成主体の配分を改めて、真に困窮している方への給付や住民互助サービスへの事業費補助へ重点配分ができるように、関係者の声を聴きながら再検討をおこない見直しを進めていきます。その結果として、会費や募金の用途が市民の皆さんにとってより見える形となり、有効活用されていることに認知度が高まることでの会費、募金額の維持、増収を目指します。

4. 社協経営の改善、安定化への取り組み

社協の自主事業である介護保険事業、障がい福祉事業（居宅介護支援、訪問介護、基準緩和通所介護、計画相談支援等）については、引き続き効率的な運営を進め、各事業の収支均衡、黒字化をめざしていきます。

そのために適正な職員配置もおこなうとともに、また法人運営費用についても徹底した支出削減の努力も合わせておこなっていきます。

同時に社協のもつ公共性、公益性の立場から民間事業所が不足している事業にはある程度の不採算でも注力し、逆に充足している事業については縮小していくなど限られた福祉・介護人材である職員を有効活用するためにも各事業の必要性、将来性を踏まえて事業継続の検討を進めていきます。

■社会福祉事業（サービス区分別による）

※本年度総予算額 190,974 千円 前年度 206,309 千円

1. 法人運営事業（本年度予算額 47,108 千円 前年度 61,795 千円）

法人の健全運営や社会・経済状況の変化に即した事業を適正におこなうため、自律的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する各種地域福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を果たすため次の事業をおこないます。

□法人運営事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 正副会長会の開催	理事の中から選定された会長、副会長が法人の経営に関する重要事項について、協議をおこない基本方針を定めます。	○会長 1名 ○副会長 2名
(2) 理事会の開催	法人の業務執行に関する意思決定機関として、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、会長及び副会長の選定及び解職をおこないます。 ○理事（13名以上16名以内） (1) 地域の福祉関係者 (2) ボランティア活動を行う団体の代表者 (3) 社会福祉事業を経営する団体の役職員 (4) 社会福祉事業について学識経験を有する者 (5) 関係行政機関の職員	
(3) 評議員会の開催	法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督をおこなう機関としての議決機関として、定款の変更、理事・監事の選任及び解任、事業計画・予算、事業報告・決算等の承認、決議等をおこないます。 ○評議員（18名以上23名以内） (1) 地域の福祉関係者 (2) 地域の経済団体の代表者 (3) 社会福祉に関する活動を行う団体の代表者 (4) 社会福祉事業を経営する団体の役職員 (5) 社会福祉に関する学識経験者 (6) 社会福祉法人職員の経験者	

(4) 監査の実施	<p>法人の健全経営と透明性を図るため監事による事業報告、決算内容等の年1回の監査をおこないます。</p> <p>○監事（3名以内）</p> <p>(1) 地域の福祉関係者</p> <p>(2) 社会福祉事業について学識経験を有する者</p> <p>(3) 財務管理について学識経験を有する者</p>	
(5) 評議員選任・解任委員会の開催	<p>理事会において推薦を受けた評議員候補者について、適否を判断し選任をおこないます。また、理事会により解任の提案を受けた評議員について、適否を判断し解任をおこないます。</p>	<p>○選任・解任委員</p> <p>5名</p> <p>外部委員 3名</p> <p>監事 1名</p> <p>事務局員 1名</p>
(6) 財務諸表、現況報告書等の公表	<p>法人事業運営の透明性の向上を図るため、財務諸表、現況報告書等を公表します。</p>	<p>○財務諸表等電子開示システムでの公表</p> <p>○ホームページ</p>
(7) 会員募集	<p>住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施の為に社協支部の協力を得て会員募集をおこないます。</p>	<p>○一般会員 会費 500円</p> <p>特別会員 " 2,000円</p> <p>法人会員 " 3,000円</p> <p>施設会員 " 2,000円</p> <p>(7月:会員募集強化月間)</p>
(8) ホームページの公開、情報提供	<p>ホームページにより、広い世代に向けて社協や各種事業について情報提供をおこないます。また、随時更新をおこない、最新情報の提供をしていきます。</p>	<p>○HPアドレス</p> <p>http://inuyama-welfare.net/</p>
(9) 「発展強化計画」の策定	<p>社協がかかえる課題を分析し、改善をおこない、今後の社協の中長期的な展望を示すため、発展強化計画の策定をすすめます。</p>	
(10) 職員研修	<p>組織力の向上、職員のスキル・意識の向上のため、内部研修をおこないます。また県社協等が開催する外部研修に積極的に参加し、その内容の共有を図ります。</p>	<p>○全体研修</p> <p>○外部研修</p>

(11) 経営会議の開催	主任以上の職員の出席により、各事業の現状の成果、課題等の情報を共有するとともに、社協の運営について検討する会議を開催します。	○月1回
(12) 資格取得の奨励	業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得、更新について支援をおこないます。	○介護支援専門員 障害者相談支援専門員 社会福祉士 等
(13) 関係機関とのネットワーク	関係機関の開催する会議に参加し、市民の声を聴くとともに共に協働して課題に取り組みます。	○民生児童委員協議会 ○ボランティア連絡協議会 ○社協支部総会 等
(14) 民間助成等の情報提供	施設・ボランティア団体等への情報提供、及び申請があった場合の推薦書の交付をおこないます。	○生命保険協会、宝くじ助成、車両競技公益資金記念財団、日本財団 等
(15) 実習生の受入れ	社会福祉の現場で活動することをめざす学生等に人材育成の一環として実習の場を提供します。	○社会福祉士実習生 介護職員初任者研修 実習生 等
(16) 避難訓練の実施	福祉会館の全館避難訓練に参加、協力します。	○年2回

2. 地域福祉推進事業（本年度予算額 7,716 千円 前年度 7,318 千円）

「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり」をテーマに掲げる社協として、住民どうしのつながり、支え合いの中で、あらゆる人が自分らしく、心豊かに地域の中で生活できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

□地域福祉事業【H30 予算 6,883 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 社協支部の設置と活動支援	民生児童委員、町会長などで構成される市内6地区に社協支部を設け、社協活動への住民参加として会員募集や共同募金運動を進めていただくとともに、支部の自主的な取り組みによる身近な地域での住民相互の福祉活動を支援していきます。	【H30 予算 2,924 千円】 ○支部独自事業 ・まちなか茶論 ・青色パトローカーによる防犯交通安全運動 ・高齢者世帯配食サービス ・クロリティ交流会 等

(2) ふれあいサロンへの支援	地域でのつながりづくりのために、住民が自ら取り組む、仲間づくりや異世代交流を目的とする「つどいの場」の開設を支援していきます。	【H30 予算 1,110 千円】 ○開催 1 回あたり 1,000 円を助成(上限 48,000 円) ○新規立上げ費用 15,000 円を助成
(3) 福祉車両の貸出し	歩行の困難な車いす利用者等の通院、買物、旅行など外出・社会参加の支援の為に福祉車両を貸出します。 ・ 7 人乗りリフトアップ車両 1 台 ・ 3 人乗り車いすスロープ車両 2 台	【H30 予算 724 千円】 ○無料(4 日間以内) 燃料費利用者負担 10 キロ/100 円
(4) 車いすの貸出し	ケガや病気で歩行が困難な在宅で暮らす高齢者等で一時的に車いすが必要な方に車いすを貸出します。	【H30 予算 80 千円】 ○無料(3 ヶ月間を上限)
(5) ビデオプロジェクター、スクリーンの貸出し	ボランティア団体等の研修やイベントに活用できるビデオプロジェクター、スクリーンを貸出します。	○無料
(6) 綿菓子機、ポップコーン機の貸出し	町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が開催する非営利のイベントに活用できる機材を貸出します。	○無料
(7) 印刷機の利用提供	町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が非営利でおこなう会議や行事などで使用する資料等の作成のために印刷機の利用提供をします。	【H30 予算 735 千円】 ○無料(印刷用紙持参)
(8) 紙折り機の利用提供	印刷機で印刷した資料やチラシの紙折りを効率的に作業するため紙折り機を設置し利用提供します。	○無料
(9) 広報紙「社協だより」の発行	地域福祉に関する情報発信と社協の活動内容について、市広報紙との同時配付により市民に周知を図ります。	【H30 予算 1,000 千円】 ○年 3 回(7・10・2 月) 26,800 部発行
(10) 「健康・福祉まつり」の開催	市内の福祉・ボランティア団体や福祉施設と協力してイベントを開催し、広く市民の参加を得て、福祉に対する理解を深めます。	【H30 予算 200 千円】 ○市民健康館自主事業実行委員会との共催により年 1 回秋に開催

□結婚相談事業【H30 予算 683 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 結婚相談所の開設	出会いと良縁を提供する場として、専任相談員を配置し開設します。 また登録者等が本人同士で直接会って、気の合う人を探せるようにお見合い交流会を開催します。	○相談員 5名 毎週土曜日、第2水曜日 登録料 1,000 円 (1年間有効)

□心配ごと相談事業【H30 予算 150 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 心配ごと相談	困り事や心配ごとを身近な人に話せずに悩んでいる方の為に、相談の場を開いています。また相談内容に応じて専門相談や関係機関につなげていきます。	○第1・3木曜日開設 相談員 5名

3. ボランティア活動支援事業（本年度予算額 3,554 千円 前年度 4,179 千円）

男性の平均寿命が 80 歳を超え、女性の平均寿命が 90 歳に近づく中で、高齢者の社会参加や健康寿命の伸長が大切なテーマとなっており、豊富な知識、経験とスキルを蓄えた元気な高齢者が無理なく社会参加・貢献できる仕組みづくりが求められています。ボランティア活動を希望する人と支援を希望する人とのマッチングとコーディネートをおこなうボランティアセンターで、活動に関する相談、支援をおこなうとともに、情報発信と各種養成講座を開催しボランティアの輪を広めていきます。

□ボランティアセンター事業【H30 予算 1,685 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) ボランティア保険の加入促進	安心してボランティア活動をおこなっていくためにボランティア保険制度の周知と加入をすすめていきます。	○保険料 ＜活動保険：年間＞ 基本プラン 250～350 円 天災プラン 400～590 円 ＜行事保険：1日＞ 30 円/人～265 円/人

(2) ボランティア 団体・個人の登録	ボランティア活動をしている団体と個人の活動を把握し、活動調整や情報提供、問題解決をおこないます。	
(3) ボランティア情報コーナーの設置	福祉会館1階ロビーに情報板を設置し、団体の活動や行事の案内等を掲示します。	
(4) ボランティアセンターだよりの発行	ボランティアセンター広報紙「もおやっこ」を「社協だよりに」内に掲載し、ボランティア活動に関する情報や講座・行事の開催を市民に周知します。	【H30 予算 200 千円】 ○年 3 回発行
(5) ボランティア関連図書等の貸出し	ボランティア活動に興味・関心のある方にボランティアに関する図書や DVD を貸出します。	○ボランティアロビーに設置
(6) ボランティア相談員の配置	専任相談員を配置し、ボランティア活動を希望する人と依頼したい人の調整や相談をおこないます。	【H30 予算 54 千円】 ○毎週月曜日開設
(7) 福祉体験研修	市新任職員を対象に、障がい者の特性を理解し、コミュニケーションスキルを習得できるように障がい者とボランティアを講師にして開催します。	【H30 予算 40 千円】 ○年 1 回開催
(8) 西尾張ボランティアフェスティバルへの協力、参加	西尾張の 14 市町村のボランティアが一堂に会し、交流や活動紹介をおこなう集会の開催に協力、参加します。	【H30 予算 25 千円】 ○開催場所 愛西市

□ボランティア育成事業【H30 予算 1,869 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 手話講座の開催	ボランティアサークルと協働して入門講座を開催し、手話の普及とボランティアの育成に努めます。	【H30 予算 80 千円】
(2) 要約筆記者養成講座の開催	ボランティアサークルと協働して講座を開催し、要約筆記の普及とボランティアの育成に努めます。	【H30 予算 176 千円】

(3) 視覚障がい者 支援ボランティア 養成講座の開催	目の不自由な方の外出支援や日常生活を支援するためのガイドヘルプや点訳、音訳についての基本を学び、ボランティアの育成に努めます。	【H30 予算 110 千円】
(4) 災害ボランティア コーディネーター養成講座の 開催	災害発生時にその被害の復旧や復興の支援に駆けつけるボランティアの調整拠点となる災害ボランティアセンターのスタッフを養成します。	【H30 予算 73 千円】
(5) 夏休み福祉体験 学習の実施	市内小中学校の児童・生徒を対象に、福祉について理解するきっかけづくりの為、夏休みを利用して福祉施設での体験学習をおこないます。	【H30 予算 180 千円】 ○年 1 回開催 ・体験福祉施設 子ども未来園、児童センター、老人ホーム、障がい者施設等
(6) ボランティア 連絡協議会への 活動支援	ボランティア団体のネットワークを作り活動の場を広げるために相互交流、情報交換や研修会をおこなう連絡協議会に活動助成します。	【H30 予算 400 千円】 ○登録ボランティア団体 26 グループ 個人 4 名
(7) ボランティア団 体への活動支援	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体を対象として、活動費助成をおこないます。	【H30 予算 750 千円】

4. 共同募金配分金事業(本年度予算額 13,127 千円 前年度予算額 13,117 千円)

□一般募金配分金事業【H30 予算 7,247 千円】

市民の皆さんから寄せられた「赤い羽根共同募金」の配分金を財源として、地域の福祉課題の解決や乳児から高齢者までの幅広い世代の福祉のために事業をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1)95 歳敬老 記念品の贈呈	95 歳の高齢者を対象に、ご長寿をお祝いして、記念品を贈呈します。	【H30 予算 255 千円】

(2) 初めて出会う 絵本プレゼント	生後5か月児を対象に、読み聞かせを通じた保護者とのふれあいや読書のきっかけづくりのため絵本をプレゼントします。	【H30 予算 600 千円】 ○絵本 2 冊
(3) 修学旅行支度金の助成	生活保護等低所得世帯及び母子父子家庭医療費を受給している児童・生徒を対象に一生の思い出となる修学旅行の参加を支援します。	【H30 予算 2,150 千円】 ○助成額 小学生 10,000 円 中学生 15,000 円 高校生 20,000 円
(4) 手押し車(シルバーカー)購入費一部助成	歩行の不安定な65歳以上の高齢者の外出支援の為に、手押し車(シルバーカー)の購入を助成します。	【H30 予算 600 千円】 ○定額 5,000 円
(5) 車いす購入費一部助成	介護保険や障害者福祉サービスの対象に当てはまらない方が車いすを購入する場合に助成をおこないます。	【H30 予算 120 千円】 ○定額 8,000 円
(6) 弁護士による法律相談	相続や離婚などの事案について、弁護士が法的なアドバイスをおこないます。	【H30 予算 285 千円】 ○月1回(9件) 第1木曜日開設(無料)
(7) 「福祉実践教室」の開催	福祉教育として、市内小中学校で児童・生徒を対象に障がい者による講話や車いす、手話、点字、要約筆記、盲導犬、ガイドヘルプ等の福祉体験をボランティアの協力を得ておこないます。	【H30 予算 500 千円】 ○実施校 小学校 10 校 中学校 4 校
(8) 災害見舞金支給	地震、暴風雨等の自然災害や火災により、家屋に被害に遭った被災者へ見舞金を贈ります。	【H30 予算 70 千円】 ○家屋全壊 30,000 円 家屋半壊 15,000 円 床上浸水 10,000 円
(9) 雇用準備資金の貸付	解雇や派遣切り等で職を失い、生活費や再就職活動資金が不足している者に資金貸付をおこないます。	【H30 予算 600 千円】 ○貸付上限額 30,000 円 無利子、据置期間3ヵ月

(10)生活困窮者支援資金の貸付	日々の生活に一時的に困っている生活困窮者に資金貸付をおこないます。	【H30 予算 360 千円】 ○貸付上限額 30,000 円 無利子、据置期間 3 ヶ月
(11)法外援護の実施	資金貸付の要件を満たさず、日々の食費に困るような生活困窮者や行旅困窮者に援護金を支給します。 また、緊急に食糧支援が必要な場合に提携しているフードバンクに要請して食糧支援をおこないます。	【H30 予算 50 千円】 ○支給額 生活費 最高 10,000 円 行旅人 最小限の旅費 ○食糧支援 1 回 1,500 円(フードバンク手数料) 3 週間分相当食糧を支給 1 件 3 回まで
(12)子どもの遊び場遊具の助成	町内管理の遊び場の遊具等の修理費を助成します。	【H30 予算 100 千円】 ○修理費の 3/4 以内 上限 100,000 円
(13)福祉団体への活動支援	【H30 予算 1,357 千円】 地域福祉を推進する福祉団体の活動に対し助成をおこないます。 ○助成団体 民生児童委員協議会、身体障害者福祉協会、更生保護女性会、心身障害児(者)父母の会、尾北地区聴覚障害者福祉協会、単位子ども会、市子供会育成連絡協議会、しらゆり会	
(14)社協だより「共同募金」の特集	赤い羽根共同募金運動の啓発の為、その趣旨や使いみちについて周知するために社協広報紙に掲載します。	【H30 予算 200 千円】 ○年 1 回(10 月発行)

□歳末たすけあい配分金事業【H30 予算 5,880 千円】

市民の皆さんから寄せられた「歳末たすけあい募金」を財源として、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らせる一助となるように福祉活動をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1)歳末慰問金品の贈呈	低所得者、母子世帯、障がい者及び施設入所者等に慰問金(品)を贈ります。 ○対象者・施設 ・生活保護世帯 ・準要保護世帯	【H30 予算 4,020 千円】 ○贈呈内容(※29 年実績) ・生活保護世帯 4,000 円 ・準要保護世帯 4,000 円 +就学児童×2,000 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当等受給者 ・ 市内外母子生活支援施設 (キルシェハイム等)入所者 ・ 市内福祉施設入所者 (児童、障害者施設) 溢愛館、ひかり学園、水平館 (介護老人施設、乳児院) ぬく森、白寿苑、さくらんぼ (養護老人ホーム、援護寮) 養護老人ホーム、アークヒルズ ・ 市外福祉施設入所者 (児童養護施設、身体・知的障害者(児)施設等) ・ 東日本大震災による避難世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当等受給者 3,000 円 ・ 母子生活支援施設入所者 4,000 円+2 人目以降世帯員×2,000 円 ・ 児童、障害者施設入所者 3,000 円 ・ 介護老人施設、乳児院 施設に 20,000 円 ・ 養護老人ホーム、援護寮 慰問品 1 人 1,200 円相当 ・ 震災避難世帯 4,000 円 +2 人目以降世帯員× 2,000 円
(2) 子ども会交流事業の実施	地域の多世代交流を促進するため、子ども会が主催する行事等で、その地域の高齢者も参加して開催する交流会等に対し助成をします。	【H30 予算 400 千円】 ○助成額 参加者一人につき 300 円 食事提供があれば 500 円 ※上限額 50,000 円
(3) 視覚障がい者交流会の開催	視覚障がい者支援ボランティアと利用者との交流会を開催します。	【H30 予算 20 千円】 ○年 1 回開催
(4) いもほり交流会	養護老人ホームの入所者が育てたさつま芋を子ども未来園等の子ども達と一緒にいもほりをして交流します。	【H30 予算 50 千円】
(5) 「ボランティアのつどい」の開催	広く市民を対象にボランティアについての関心を高め、ボランティア間の交流を深める場としての「つどい」の開催を支援します。	【H30 予算 400 千円】 ○年 1 回開催 ・主催 ボランティア 連絡協議会
(6) 福祉団体の実施する事業への助成	【H30 予算 530 千円】 福祉団体が開催する行事に対し助成をおこないます。 ○開催内容 ・市老人クラブ連合会「スポーツ大会」、「尾張北老人大学講座」 ・心身障害児者父母の会「クリスマス会」	

	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会「身体障害者ふれあいクオリティ大会」 ・母子寡婦福祉会「入進学児童激励会」 ・保護司会「社会を明るくする運動」 等 	
(7) 声の広報	視覚障がい者に広報「いぬやま」「社協だより」等を音読した録音テープ、CDを配付します。	【H30 予算 160 千円】 ○月 2 回録音、配付
(8) おもちゃ図書館、おもちゃ病院	おもちゃの貸出しをおこなう「おもちゃ図書館ポニーの部屋」とおもちゃの修理をおこなう「おもちゃ病院ポニー」をボランティアの協力を得て開設します。	【H30 予算 270 千円】 ○開設日 毎週水曜日、 第 1・3 土曜日
(9) こころの居場所「はなみずき」への支援	精神障がい、ひきこもり等で日頃、他者との交流の少ない方が自由に入出し、語らいができる場所を設け、同じ立場の人やボランティアとのかかわりにより孤立感の解消や精神的な安定を図ります。	【H30 予算 30 千円】 ○開催日時 毎月第 1・3 火曜日 13:00~17:00 開催 場 所：余遊亭 利用料：100 円(お茶代)

5. 居宅介護支援事業（本年度予算額 14,712 千円 前年度 20,081 千円）

□居宅介護支援事業

居宅介護支援事業所を開設し、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護保険の要介護・要支援認定を受けられた利用者に、その人の疾病、身体・認知機能等の心身状況、生活環境や介護者の有無などの適切なアセスメントをおこないます。

その上で、個別の介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、医療機関や介護サービス事業所等と連携を図り、その人が保持する心身機能を活かして、尊厳を持って自立した在宅での生活が継続されるよう相談支援をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1) 居宅介護支援（ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント ・ケアプランの作成 ・モニタリング ・介護サービスの給付管理 等 	○介護保険法

6. 訪問介護事業（本年度予算額 32,061 千円 前年度 36,145 千円）

ホームヘルパーの派遣により介護保険制度による要介護認定を受けた高齢者及び障害者総合支援法の障がい福祉サービス、市地域生活支援事業による障がいのある方々が自立した日常生活を営むことができるように身体介護や生活援助等をおこないます。

あわせて、日常生活支援総合事業の生活支援サービスとして要支援認定相当の方への予防訪問介護をおこないます。

また、利用者の多様なニーズに応えるため、保険外の自費による有償の通院の付き添いや家事援助サービスに取り組みます。

□訪問介護事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 訪問介護	介護保険の要介護認定を受けた方を対象として、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活援助及び身体介護などの援助をおこないます。	○介護保険法
(2) 介護予防訪問介護	市が必要と認めた要支援認定相当の方に調理、買物、掃除等の生活援助をおこないます。	○市施策（総合事業地域支援事業）
(3) 介護保険適用外ヘルパー事業	介護保険適用外の通院の付き添いや家事援助等のサービスを利用者自費負担でおこないます。	○自主事業
(4) ヘルパー研修	事業所のヘルパー全員を対象にして、ヘルパーの資質向上と質の高い均一なサービス提供をめざして研修をおこないます。	○毎月1回開催 ○主な内容 ・ 困難事例のケース検討 ・ 介護食の調理実習 ・ 感染症についての学習
(5) 介護講座	地域や団体等からの要請に応じ、介護の手法や介護用品の使用方法などヘルパーによる講習をおこないます。	○随時

□障がい者居宅介護事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 居宅介護	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護、生活上の相談及び通院時の介助など生活全般にわたる援助をおこないます。	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス
(2) 同行援護	視覚障がい者で、移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等の支援をおこないます。	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス
(3) 移動支援	屋外での移動が困難な障がい者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、社会生活に不可欠な外出や社会参加のための外出時の援助をおこないます。	○市施策(地域生活支援事業)

7. 相談支援事業（本年度予算額 30,598 千円 前年度 11,898 千円）

新たに、本年度4月より市から委託を受け、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者やその保護者等の総合的な相談窓口となる「犬山市障害者基幹相談支援センター」の運営を専門的職員3名を配置し実施していきます。

引き続き、「障がい者地域相談支援センター」として障害に応じた相談支援事業所を運営し、地域の障がい者(児)、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供、助言等をおこなうとともに虐待の防止や権利擁護のために必要な援助をします。

□障害者基幹相談支援センター事業【H30 予算 19,957 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 基幹相談支援センターの運営 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的、専門的な相談支援 ・ 地域の相談支援体制の強化の取組み ・ 地域移行、地域定着の促進の取組み ・ 権利擁護、虐待防止の取組み ・ 障害者自立支援協議会の運営 等 	○障害者総合支援法 ※開設場所 市福祉課内 " 日時 市開庁日時 相 談 員 センター長、 他2名

□障がい者地域相談支援センター事業【H30 予算 9,474 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 一般相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 精神病院、入所施設等を利用する 18 歳以上の者を対象として地域での生活へ移行するための支援をおこないます。 ・ 地域定着支援 居宅において単身で生活を始めた障がい者等を対象に必要な支援をおこないます。 	○障害者総合支援法
(2) 特定相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 障がい者からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為の計画の作成や利用状況の検証をします。 	○障害者総合支援法
(3) 障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 障がい児からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為計画の作成や利用状況の検証をします。 	○障害者総合支援法

□日常生活自立支援事業【H30 予算 1,167 千円】

判断能力の低下により日常生活に不安がある高齢者、障がい者のために適切な福祉サービス等を利用しながら安心して暮らせるように日常生活自立支援事業をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1) 日常生活自立支援の実施	<p>高齢者や障がい者等で判断能力に不安があり、自己選択・決定の難しい方の在宅での生活を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスの利用援助 ・ 日常的な金銭管理サービス ・ 重要書類等の預かりサービス 	<p>○県社協事業</p> <p>○本人の意思による契約を経て実施</p> <p>○利用料 1,200 円／回 250 円／月（預かり料）</p>

8. 高齢福祉推進事業（本年度予算額 41,274 千円 前年度 50,749 千円）

□老人クラブ連合会指導員派遣事業【H30 予算 1,707 千円】

老人クラブ連合会の運営を事務局として補佐するため、老人クラブ指導員を市の委託により配置します。

事業名等	内 容	備 考
(1)老人クラブ指導員の配置	高齢者の社会参加促進のための単位老人クラブの育成、指導及び市老人クラブ連合会の行事や活動の相談・指導、事務をおこないます。	○指導員 1 名

□敬老事業【H30 予算 3,903 千円】

「長年にわたり社会や家庭に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う」ことを趣旨として、市の委託により敬老週間に「75 歳のつどい」を開催します。

事業名等	内 容	備 考
(1)「75 歳のつどい」の開催	75 歳の高齢者を対象につどいを開催し、これまでの労をねぎらい敬老のお祝いをします。	○地区別開催 ○アトラクションと会食

□いきがいサロン事業【H30 予算 35,664 千円】

日常生活支援総合事業の地域支援サービス通所型サービス A 型として、利用者の介護予防に資するとともに、開設場所を統合して効率的な運営をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1)いきがいサロンの経営	市内 5 カ所の老人憩の家等で、運動機能や認知機能が低下しつつある要支援認定相当の高齢者を対象に、通所により絵手紙、俳句・川柳、大正琴などのレクリエーションや介護予防体操などをおこない、利用者の心身機能維持と改善に努め、自立した生活を継続していただけるように努めます。	○開設場所 長寿館（福祉会館 2 階） ふれあいプラザ 犬山西老人憩の家 前原老人憩の家 羽黒東部老人憩の家 ○開催日時 月～金曜日（祝日開催） ※曜日により場所設定 時 間 10:30～15:30

9. 資金貸付事業（本年度予算額 772 千円 前年度 971 千円）

県社会福祉協議会の委託により、他の機関からの借入れが困難な低所得、障がい者、高齢者世帯を対象に、世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加を目的として、民生児童委員、市福祉課くらし自立サポートセンター等の関係機関と連携を取り、適正な生活福祉資金等の貸付と償還事務手続きをおこないます。

□生活福祉資金貸付事業【H30 予算 468 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 福祉費	自立した日常生活をおくることができるよう一時的に必要な生業、技能修得、住宅改修、障がい者用自動車の購入、療養、冠婚葬祭等にかかる費用の資金貸付をおこないます。	○償還期間 3～20 年 貸付利子 連帯保証人有 無利子 " 無 年 1.5%
(2) 緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に立替的に少額の経費の貸付をおこないます。	○貸付限度 10 万円以内 償還期間 8 か月以内 貸付利子 無利子 保証人 不要
(3) 教育支援資金	学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸付けます。	○償還期間 20 年以内 貸付利子 無利子 保証人 不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
(4) 不動産担保型生活支援資金	現在居住している自己所有の住居に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その建物、土地を担保として生活資金の貸付をします。 ○貸付対象 不動産評価額 1,500 万円以上 ※マンションは非該当 不動産に賃借権、抵当権の設定無 単独、又は同居の配偶者との共有 等の諸条件あり	○貸付限度 土地評価額の 70% 償還期限 終了時に一括償還 貸付利子 3%又は長期プライムレート利率 連帯保証 推定相続人から 1 名

(5) 要保護世帯向け 不動産担保型生 活支援資金	不動産を保有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金の貸付をおこない、世帯の自立支援や生活保護制度の適正化に寄与します。	○貸付対象 ・不動産評価額概ね 500 万円以上※集合住宅含む ・保護実施機関が認める世帯
(6) 総合支援資金	失業等による日常生活の困窮や生活の立直しのために、一時的な資金貸付をすることで解決・自立できる世帯に、生活支援の貸付をおこないます。 ○生活支援費 就職して生活再建する間の生活費 ・貸付限度 単身月額 15 万円以内 複数月額 20 万円以内 ・貸付期間 最長 12 カ月以内 ○住宅入居費 住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当対象者に賃貸契約を結ぶために必要な費用 ・貸付限度 40 万円以内 ○一時生活再建費 生活を再建するための一時的な日常生活費で賄えない費用 ・貸付限度 60 万円以内	○償還期間 最大 20 年内 貸付利子 連帯保証人有 無利子 " 無 年 1.5% ○市福祉課、ハローワーク等の関係機関と連携して事業をすすめます
(7) 臨時特例つなぎ 資金	生活保護や住宅手当などの受給が決定している者に、手当等の給付までの間の生活費について貸付けます。	○貸付限度 10 万円以内 無利子

□くらし資金貸付事業【H30 予算 304 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) くらし資金	不時の出費等の為に、日々の暮らしの維持が困難になった低所得世帯に対し、必要な生活費等のつなぎ資金の貸付をおこないます。	○貸付限度 10 万円以内 償還期間 12 か月 貸付利子 無利子 連帯保証人 必要

10. 基金運営事業（本年度予算額 52 千円 前年度 55 千円）

地域福祉の充実のための財源として、多年にわたる市民からの寄付金と犬山市からの補助金をもとに「市民福祉基金」を設け、その利子を地域福祉事業に活用します。

また、社会福祉協議会がおこなう各自主事業が安定して円滑に遂行されるよう介護保険事業の剰余金を積み立て「運営基金」を設けています。

□市民福祉基金運営事業【H30 予算 50 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 市民福祉基金	基金の利子を一般会計に繰入れ、他の寄付金と合わせて地域福祉事業の財源として活用します。	○預入先 市内各銀行、信用金庫、農協等 ・定期預金にて運用

□運営基金運営事業【H30 予算 2 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 運営基金	各自主事業所の設備、備品、車両等の更新費用、採算悪化への準備金として活用します。	○預入先 信用金庫 ・定期預金にて運用

「ふ」だんの「く」らしを「し」あわせに

